

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「及び訓練手当の支給を受けている者」を「、訓練手当の支給を受けている者その他これらの手当と同等の給付金の支給を受けている者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。